

令和6年度税制改正への取り組み結果

1. 石油化学製品製造向け原料に係る揮発油税、石油石炭税の本則非課税化

【化学総連要望内容】

素材産業等における原料非課税は、国際的な税制の標準となっている。租税特別措置による免税の現状は、石油化学産業の将来的な事業展望の不安定要因であり、活発な事業活動の展開にとっても支障であるため、石油化学製品製造向け原料に係る揮発油税、石油石炭税の本則非課税化を求める。

【税制改正大綱内の関連内容】

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

2. イノベーション推進に資する研究開発税制の継続・充実

【化学総連要望内容】

研究開発税制は、企業のイノベーション創出の支援において大きな影響を与えている。令和5年度の改正により、適用時期の延長および控除率・控除上限の見直し、オープンイノベーション型の対象範囲が追加されたことは評価できる。一方で、算式の指標が「増減試験研究費割合」であるため、研究開発に投資をしていたとしても、前年より額が減ると控除率も減ってしまい、スタートアップ企業など企業体力的に持続して研究開発投資を増加させていきにくい企業には相応に負担がかかる。また、研究開発は単年だけでなく、中長期的に成果を出していくことも多いため、算式の指標に対して、現在用いている前年との相対的指標だけでなく、研究開発投資に対する企業姿勢を評価する「前年比較ではない指標」も合わせて用いてもよいのではないか（例：「利益（営業利益や純利益など）に対する試験研究費率」）。

【税制改正大綱内の関連内容】

イノベーションの国際競争が進む中で、海外と比べて遜色ない税制面の環境整備を図ることにより、研究開発拠点としての立地競争力を向上し、知的財産の創出において、『国内における』民間の無形資産投資を後押しする観点から、研究開発税制とは別に新たにイノベーションボックス税制が新たに創設。また、イノベーションボックス税制の創設に伴い、一部目的が重複する研究開発税制について、試験研究費が減少した場合の控除率を引き下げ、メリハリが付けられる。

※イノベーション投資を促す税制には、①研究開発投資（インプット）に着目した「研究開発税制」と②研究開発の成果として生まれた所得（アウトプット）に着目した「イノベーションボックス税制」が挙げられる。日本においては、これまで後者は導入されていなかったが、欧州やアジアの各国では、前者に加え、後者の導入に広がりを見せている。

3. エネルギー転換設備への支援

【化学総連要望内容】

エネルギー多消費産業である化学産業が国際競争力を維持するためには、安価で安全で安定的な脱CO₂エネルギー源が必要不可欠であり、ナフサ分解炉におけるアンモニアの実用化をはじめエネルギー転換を進めている。これには企業による大規模な設備投資を必要となるため、それを後押しし、カーボンニュートラルの取り組みを加速するためにも税制優遇や補助金など積極的かつ継続的な支援をお願いする。

【税制改正大綱内の関連内容】

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、炭素生産性等の要件を見直しつつ、カーボンニュートラルに果敢に取り組む中小企業に対しては、その取組を強力に後押しする観点から、控除率を引上げ。さらに、カーボンニュートラルに向けた投資は、投資の検討から投資判断に至るまでの期間や、投資から設備の稼働まで一定の期間が必要であることを踏まえ、適用期間を長期化（令和10年度まで延長）。なお、対象資産から需要開拓商品生産設備を除外。

4. 年金制度について

【化学総連要望内容】

現在の年金制度では、高齢者が働いてある程度以上の収入がある場合に年金が減額される仕組みは継続しており、限度額近傍にいる高齢者の働く気持ちは後押しされない。65歳時に全員に支給を開始し、個人の総収入に対して課税するほうが、健康や収入の実態を踏まえて損得を考慮する必要もなく、公平で分かりやすいのではないか。

【税制改正大綱内の関連内容】

年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

5. 正確な所得の把握と公平な手当支給・控除の実現

【化学総連要望内容】

扶養控除等の税控除や教育・福祉目的で支給される手当の多くは、所得や年取に上限が定められており、それを一円でも超えると十万円単位の控除や手当が受けられなくなるため、上限ギリギリの世帯では実質的に負担増となり、不満が大きい。世帯毎の所得を正確に把握し、現在の階段状ではなく線形の計算式にて各世帯の所得に応じた控除額・手当額を算定するほうが透明で納得性が高いと考える。

【税制改正大綱内の関連内容】

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、個人所得課税における人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。